新冠町小中学校適正規模 · 適正配置基本計画

令和 2年10月 新冠町教育委員会

第1章 これまでの経緯と現状把握

- 1 基本方針策定の経緯
- (1) 適正規模を考慮した適正配置の必要性
- (2) 小中学校あり方検討委員会の答申
- 2 方針策定にあたっての現状把握
- (1) 小中学校数の推移
- (2) 児童生徒数の推移と予測
- (3) 学級数の推移と予測
- (4) 校舎の老朽化の現状
- (5) 一貫教育の必要性
- 3 学校規模を要因とする課題
- (1) 学習面に関する課題
- (2) 生活面に関する課題
- (3) 学校運営面に関する課題

第2章 小中学校適正規模・適正配置基本方針

- 1 新冠町が目指す学校教育の姿
- 2 小中学校適正規模・適正配置の基本的な考え方
- (1) 児童生徒の教育環境の充実
- (2) 教職員体制の充実
- (3) 適切な学校運営
- (4) 学校施設設備の充実

第3章 小中学校適正規模·適正配置基本計画

- 1 小中学校適正規模・適正配置基本計画の期間
- 2 小中学校適正規模・適正配置実施対象校
- 3 計画の具体的内容
- (1) 前期計画
- (2)後期計画
- 4 小中学校適正規模・適正配置計画の進め方
- (1) 関係者・関係機関への説明
- (2) 統合、新築・改築計画の策定及び説明
- 5 資料編

第1章 これまでの経緯と現状把握

1 基本方針策定の経緯

(1) 適正規模を考慮した適正配置の必要性

全国的に少子化が進む中にあって、新冠町でも町内小中学校の児童生徒数の減少が顕著になっている。この間、当町では、平成20年3月に町内9校の小学校を新冠小学校・朝日小学校の2校に統合することにより、小学校の適正規模を維持してきている。しかし、統合から10年余が経過した現在、少子化はさらに進み、加えて学校施設の老朽化問題や授業改善に向けたICTを含めた学習環境の整備、小中一貫教育・義務教育学校等の新たな学校種の導入など、地理的条件や少子化の動向を十分に考慮しながら、学校として最大限の機能を発揮できる将来を見据えた教育環境の再編整備について検討することが必要となっている。

また、文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(平成27年1月27日)」により、今後も少子化がさらに進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化への対応を重要な課題として捉え、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模を主体的に検討する必要性を示しており、この点からも改めて将来を見据えた適正規模等について検討するべき時期にきている。

(2) 小中学校あり方検討委員会の答申

新冠町教育委員会は、少子化による児童生徒数の減少及び学校施設等の老朽化等に鑑み、将来的な学校環境整備を進めるにあたり、地域性を踏まえた町立学校の適正規模、適正配置及び施設整備等について検討する「新冠町立学校あり方検討委員会」を、令和元年5月に設置した。そして、その検討結果について令和元年12月に、「新冠町立小・中学校の将来を見据えた学校のあり方」について答申を受けた。

その答申書の中で、今後の本町における小中学校のあり方について、適正規模や適正 配置、施設整備及び学校再編の検討に関して配慮すべき事項など、次のとおり貴重な 提言がなされたところである。

(答申内容)

- ①町立学校の適正規模
- ア 新冠町における望ましい学級数

小・中学校ともにクラス替えが可能な複数学級数を確保することが望ましい。

イ 新冠町における望ましい学級定員

1学級25~30名程度が適当である。

②町立学校の適正配置

新冠町における望ましい学級数や学級定員数の観点から、町内小学校の再編整備 (統合)計画の策定が必要である。

③町立学校の施設整備

小・中学校ともに老朽化が進んでおり、「安全・安心で児童生徒のよりよい学習環境や生活環境」を重視する観点から、小・中学校ともに早期の改築計画の策定が必要である。

④町立小・中学校の再編整備の検討に関して配慮すべき事項

ア 学校運営について

- ・小学校間や小中校種間における交流・共同学習などに配慮すること。
- ・人数の増減に伴う児童生徒の戸惑いや不安を和らげ、人間関係の構築に留意し 学校運営に配慮すること。
- ・教育方針や教員配置、学校行事等が急変することのないよう配慮するとともに、 各校の学校運営を十分考慮し、円滑な学習環境づくりに配慮すること。

イ 通学支援について

- ・通学距離の長短は児童の体力・精神面に影響が大きいため、学校生活における学 習意欲や様々な活動に影響を与えないようにスクールバス等の運行形態につい て配慮すること。
- ・通学路の安全確保については、特段の配慮が求められることであり、学校や保護 者はもとより、行政や地域が連携して児童の安全・安心な登下校に十分に配慮す ること。
- ・災害時、冬期間、児童生徒の病気等における緊急時のバス運行(運休)に関わる 保護者との連絡体制の充実等に配慮すること。

ウ 保護者や地域住民との共通理解

- ・保護者や地域住民と協議の場を設け、再編整備の必要性や教育効果について十分 な説明を行い、合意形成を図っていくこと。
- ・地域と学校のつながりが希薄化しないよう新冠町コミュニティ・スクールによる 活動などの推進、地域間交流の機会などに配慮すること。

エ 学校施設・設備について

・学校を移転・改築する場合、災害対策や児童生徒の安心・安全を考慮するととも に、「小中一貫教育」や「放課後子ども教室等との連携」にも配慮すること。 ・新学習指導要領に基づく授業改善に向けた I C T機器の更新や時代に即応した学校備品の整備にも配慮すること。

⑤新しい学校づくりに向けた留意事項

新冠町立小・中学校の将来を見据えた環境整備の検討においては、それぞれの学校が地域に果たしてきた歴史的役割や地域との関係を踏まえた上で、今後の学校づくりを進めていくことが不可欠である。学校づくりにおいては、単に小規模校の課題の解消だけではなく、新たな学校経営の方策として、学校運営協議会・新冠町コミュニティ・スクール推進委員会の取組の推進、小中一貫校や義務教育学校といった新たな教育制度への取組も必要である。そのため、先進校視察などを含め、十分な検討・協議が必要である。

また、確かな学力を身につける教育を実践するため、幼・小・中の連携をさらに 強化した取組を実施することにより教育力の向上を図っていくことも必要である。

2 方針策定にあたっての現状把握

以上の答申を受け、方針を策定するにあたって、次のとおり現状把握を行った。

(1) 小中学校数の推移

全国的に少子化が進む中にあって、本町でも町内小中学校の児童生徒数の減少が顕著となっている。この間、小中学校が統廃合され、令和2年度においては、小学校が2校、中学校が1校となり、加えて、学校の小規模化が進行するなど、市街地校と他校の児童生徒数に不均衡が生じている現状にある。

【小中学校数の推移】※平成20年以降

		平成2	20年	令和2年	
		児童生徒数(3/31)	児童生徒数(4/1)	児童生徒数(4/1)	
	新冠小学校	182	207	235	
	朝日小学校	38	90	31	
	節婦小学校	26	平成20年2日に	5. 字小学技。结合	
	大狩部小学校	1	平成20年3月に新冠小学校へ統合		
小学校	明和小学校	9			
	若園小学校	11			
	東川小学校	6	平成20年3月に韓	明日小学校へ統合	
	美宇小学校	22			
	太陽小学校	8			
中学校	新冠中学校	159	161	154	
合 計		462	458	420	

(2) 児童生徒数の推移と予測

平成20年度に町内9校の小学校を現在の新冠小学校・朝日小学校の2校とする統合が行われた。新冠小学校においては、平成20年度の児童数は207名だったが、令和2年度では児童数231名(+24名)となっている。

また、朝日小学校においては、平成20年度の児童数は90名、令和2年度では児童数28名 (\triangle 62名) となっている。

次表にあるように、町内小中学校児童生徒数は平成27年度をピークに増減を繰り返しながら徐々に減少し、令和2年度と比較すると、令和8年度には新冠小学校で187名 (\triangle 44名)、朝日小学校で52名 (+24名)、町内小学校合計で239名 (\triangle 20名)と推計され、新冠中学校でも132名 (\triangle 23名)と推計される。

【新冠町立小中学校の児童生徒数の推移と将来推計】

(令和2年10月1日現在)

	新冠小学校	朝日小学校	小学校合計	新冠中学校	児童生徒数合計
平成20年度	207	90	297	161	458
平成21年度	219	87	306	166	472
平成22年度	223	80	303	158	461
平成23年度	218	83	301	144	445
平成24年度	212	92	304	147	451
平成25年度	233	89	322	145	467
平成26年度	231	78	309	151	460
平成27年度	227	81	308	158	466
平成28年度	225	69	294	154	448
平成29年度	239	53	292	140	432
平成30年度	242	49	291	133	424
令和 元年度	235	33	268	150	418
令和 2年度	231	28	259	155	414
令和 3年度	224	32	256	158	414
令和 4年度	221	35	256	130	386
令和 5年度	223	39	262	127	389
令和 6年度	220	44	264	121	385
令和 7年度	206	47	253	130	383
令和 8年度	187	52	239	132	371

(3) 学級数の推移と予測

新冠小学校における平成20年度の学級数は、単式学級6 (特別支援学級を除く)であったが、その後徐々に増加し、平成30年度では単式学級11学級となり、令和元年度以降は僅少差学級(児童生徒数35人から40人に近い学級)が多くなり、10学級前後の学級数となっているが、令和7年度以降、学級数は減少することが予測される。

一方、朝日小学校における平成20年度の学級数は、単式学級6(特別支援学級を除く)であったが、令和2年度では複式3学級(町費負担教諭2名配置により単式4学級、複式1学級の5学級を編制)となっている。令和3年度から学級数は徐々に増加するが、単式学級編制は困難な状況が予測される。

また、新冠中学校における平成20年度の学級数は、単式学級6 (特別支援学級を除く)であり、その後学級数の大きな変動はないが、新冠小学校と同様、僅少差学級増加の傾向があり、今後もこの傾向が続くものと予測される。

このように新冠小学校・新冠中学校では僅少差学級が多く、入学・進級時における 児童生徒の転出入の人数により学級数に影響する流動的な状況となっている。

【学級編制基準上の新冠町立小中学校学級数の推移】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新冠小学校	6	7	7	6	6	8	9	9	8	10	11	10	10
朝日小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	3	3	3
新冠中学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	6

【今後の新冠町立小学校の児童数と学級数の推計】 ※合計数は特別支援を除く数

(令和2年10月1日現在)

			1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合 計
	花豆小兽扶	児童数	41	41	39	37	28	45	8	231
△和○左由	新冠小学校	学級数	2	2	2	1	1	2		10
令和2年度 		児童数	4	3	4	6	7	4	4	28
	朝日小学校	学級数		1		1		1		3
	新冠小学校	児童数	38	41	41	39	37	28	5	224
△和○左由	机型小子仪	学級数	2	2	2	2	1	1		10
令和3年度	胡口小学坛	児童数	8	4	3	4	6	7	4	32
	朝日小学校	学級数	1	1		1		1		4
	新冠小学校	児童数	25	38	41	41	39	37	3	221
 令和4年度	利心小子似	学級数	1	2	2	2	1	1		9
7 14 4 1	朝日小学校	児童数	10	8	4	3	4	6	4	35
	羽口小子仪	学級数	1	1		1		1		4
	新冠小学校	児童数	39	25	38	41	41	39		223
 令和5年度	利心小子仪	学級数	2	1	2	2	2	1		10
予削5千度	朝日小学校	児童数	10	10	8	4	3	4	3	39
	おロ小子仪	学級数	1	1		1		1		4
	新冠小学校	児童数	36	39	25	38	41	41		220
 令和6年度	利心小子似	学級数	2	2	1	2	2	2		11
节和0年度	朝日小学校	児童数	9	10	10	8	4	3	1	44
	おロ小子仪	学級数	1	1	1	1		1		5
	新冠小学校	児童数	27	36	39	25	38	41		206
 令和7年度	利心小子似	学級数	1	2	2	1	1	2		9
卫仙 / 牛皮	朝日小学校	児童数	6	9	10	10	8	4		47
	刊口小子仪	学級数	1	1	1	1		1		5
	新冠小学校	児童数	22	27	36	39	25	38		187
 令和8年度	利心小子仪	学級数	1	1	2	2	1	1		8
7 仙0 牛皮	朝日小学校	児童数	9	6	9	10	10	8		52
	ガロ小子仪	学級数	1		1	1	1	1		5

【今後の新冠中学校の生徒数と学級数の推計】 ※合計数は特別支援を除く数

(令和2年10月1日現在)

		1年	2年	3年	特別支援	合 計
令和2年度	生徒数	46	63	46	9	155
7和4千度	学級数	2	2	2		6
令和3年度	生徒数	49	46	63	9	158
サ和3千度	学級数	2	2	2		6
令和4年度	生徒数	35	49	46	4	130
T 和 4 牛 皮	学級数	2	2	2		6
令和5年度	生徒数	43	35	49		127
7 和5年度	学級数	2	1	2		5
令和6年度	生徒数	43	43	35		121
7 和0 年度	学級数	2	2	1		5
令和7年度	生徒数	44	43	43		130
⊅៕/牛皮	学級数	2	2	2		6
令和8年度	生徒数	45	44	43		132
⊤和○午及	学級数	2	2	2		6

【幼児数の状況】 ※()内は小学校就学年度

(令和2年10月1日現在)

	O歳児(R8)	1歳児(R7)	2歳児(R6)	3歳児(R5)	4歳児(R4)	5歳児(R3)	合計(学校)
新冠小学校入学予定	22	27	36	39	25	38	187
朝日小学校入学予定	9	6	9	10	10	8	52
合計(年度)	31	33	45	49	35	46	239

- 参考資料(学級編制の基準)-

○小学校

	単式学級	複式学級(1学級あたり)		
1学級あたり	1・2年生の特例	3・4年生の特例※	2個学年合わせて	1年生を含む場合
児童数40人以下	児童数35人以下	児童数35人以下	児童数16人以下	児童数8人以下

※3・4年生の学級編制基準の特例

3年生については令和2年度、4年生については令和3年度から学級編制基 準の特例の導入が決定している。

○中学校

単式	学級	複式学級		
1学級あたり	1年生の特例	2個学年合わせて		
生徒数40人以下	生徒数35人以下	生徒数8人以下		

※僅少差学級 学級編制基準の上限人数よりもわずかに少ない人数の学級

(4) 校舎の老朽化の現状

新冠町内小・中学校の校舎については建設から約40年が経過している。その間、 老朽化に対応した改修工事を実施しているが、いずれの小・中学校においても大規模 な改修工事が必要であり、付属施設である体育館・プール・給食施設等についても耐 用年数を経過する状況となっている。

また、これらの維持管理には、非常に多額の事業費が必要となることから、人口減少の予測や財政状況を考慮し、現在の学校施設を維持するかについて、慎重に検討する必要があるほか、授業改善に向けた学校備品としてICT機器の更新、個人ロッカーの配置や時代に即応した学校備品の整備も必要となっている。

さらに、現在、社会教育課で進めている放課後子ども教室においても、低学年の利用者が80%を超える状況で、複合型施設の検討も必要となっている。

【新冠町立小・中学校の施設・設備の状況】

施設名		設置年	経過年数	耐用年数	老朽度	耐用年数までの年数
	校舎	1977(S52)	42	47	83%	5
新冠小学校	体育館	1975(S50)	44	47	87%	3
	プール	1984(S59)	35	30	107%	△ 5
	校舎	1981(S56)	38	47	74%	9
朝日小学校	体育館	1982(S57)	37	34	100%	△ 3
	プール	1997(H 9)	22	30	63%	8
新冠中学校	校舎	1973(S48)	46	47	91%	1
初心中于仅	体育館	1974(S49)	45	34	124%	Δ 11

(「平成29年3月 新冠町公共施設等総合管理計画」)

(5) 一貫教育の必要性

新しい教育制度である一貫教育は、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すもので、学習面や生活面で次のようなメリットがあることから、調査研究を進める。

- ①中学校入学時に発生するいわゆる中1ギャップの解消
- ②9年間の教育課程による系統性のある指導
- ③合同での研修実施による教職員の資質向上

(資料編 小中一貫教育制度について 参照)

3 学校規模を要因とする課題

方針化にあたり、「新冠町立学校あり方検討委員会」において実施したアンケート調査に基づき、学校規模を要因とする課題について確認する。

(1) 学習面に関する課題

- ①規模が大きいことによる課題
- 児童生徒への細やかな指導が行き届きにくい。
- ・一人ひとりの活躍の場が少ない。

- ②規模が小さいことによる課題
- ・多様な考えに触れる機会が少ない。
- ・競争意識が薄くなりやすい。

(2) 生活面に関する課題

- ①規模が大きいことによる課題
- ・問題が生じた場合、教師が気づきにくい。
- ・同学年との結びつきが中心となり、異学年交流の機会が少ない。
- ②規模が小さいことによる課題
- ・友人関係がいつも同じで、友人間に序列ができる。
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる。

(3) 学校運営面に関する課題

- ①規模が大きいことによる課題
- ・地域や保護者との関係が希薄になりやすい。
- ・校庭や体育館での活動に制限が生じる。
- ②規模が小さいことによる課題
- ・人間関係がうまくいかなかった場合にクラス替えができない。
- ・学校行事において、集団で取組む種目・内容が限定される。

第2章 小中学校適正規模 · 適正配置基本方針

「新冠町立学校あり方検討委員会」の答申を踏まえ、次代を担う児童生徒により良い教育条件、教育環境を整備するため、本町の児童生徒数等の将来推計を見すえながら、次代を担う児童生徒が個性を発揮し、主体性や社会性を育み、多様な個性が集まり、ふれ合い、切磋琢磨できる学校規模として再編するため、「新冠町立学校あり方検討委員会」からの答申内容を基本とし、基本方針を次のとおりとする。

1 新冠町が目指す学校教育の姿

新冠町の将来を担う子どもたちを取り巻く環境は、グローバル化、社会の高度情報 化、価値観の多様化、少子高齢化など複雑な様相を見せている。

このような社会情勢の中、新冠町の学校教育では、子どもたちが未来社会を生き抜いていくうえで必要な資質・能力を確実に身に付け、より高めていくため、「生きる力を育みふるさと愛を深める 新冠の教育」を基本理念として、活力ある学校づくりを目指す。

2 小中学校適正規模・適正配置の基本的な考え方

少人数・僅少差学級の解消を第一とし、一貫教育の実現を中心に、施設老朽化にも配慮した教育環境の改善を図る。

(1) 児童生徒の教育環境の充実

- ①適切な学級編制(クラス替え)を通じて新たな人間関係が生じ、多様な価値観や考え方を持った仲間と触れ合えることができる学校規模とする。
- ②課題別学習、部活動、学校行事等において、多様な選択肢を提供することができ、活気が生まれる学校規模とする。
- ③学校への帰属意識や連帯感が維持できる学校規模とする。
- ④中学校では、進路面や生活面において、生徒一人ひとりの個性や特性に応じた指導が可能な学校規模とする。
- ⑤交流学習を契機として、一貫教育に向けた取組を進める。

(2) 教職員体制の充実

- ①小学校では、学年に複数の教職員を配置できる学校規模とする。
- ②中学校では、全教科に専任の教職員を配置するとともに、指導時間数の多い主要5 教科に複数の教職員が配置できる学校規模とする。
- ③合同研修により学校間の理解を深め、教職員の資質向上を図る。

(3) 適切な学校運営

- ①校務分掌が適切に配分され、緊急時や学級経営上の問題が生じた場合に適切な支援 体制を組むことができ、教員が児童生徒の指導に十分な時間を確保できる体制を組 める学校規模とする。
- ②特別教室や体育館などの施設利用に制限を受けることなく、授業時間を適切に割り 当てることが可能な学校規模とする。

(4) 学校施設設備の充実

施設が老朽化している現状から、現在の施設を維持した場合に要する経費を十分考慮するとともに、人口推計による児童生徒数の減少、義務教育9年間を見通した施設の改築を検討する。

第3章 小中学校適正規模 · 適正配置基本計画

基本方針に基づき、町内小中学校の適正配置を進めるため、新冠町小中学校適正規模 適正配置基本計画を令和3年4月1日以降、次のとおりとする。

1 小中学校適正規模・適正配置基本計画の期間

基本計画の期間は、児童生徒への教育効果を最大限に考慮し、適正規模の学習集団を編成し、その機能を発揮できる教育環境を創出することを基本に、全体計画を令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

2 小中学校適正規模・適正配置実施対象校

次の学校を、計画期間の実施対象校とする。

- (1) 小学校 新冠小学校、朝日小学校
- (2) 中学校 新冠中学校

3 計画の具体的内容

10年間の全体計画を5年ごとの前期と後期とに分け、それぞれの計画を次のとおりとする。

(1) 前期計画(令和3~7年度)

人口の将来推計を考慮し、一貫教育の必要性に鑑み、義務教育環境の改善を図るため、 新冠小学校と朝日小学校を新冠小学校に統合した上で、施設改築の構想に着手する。

(2) 後期計画(令和8~12年度)

人口の将来推計、施設の老朽化状況、財政状況、一貫教育への取組を考慮し、計画最終年度の完成を目指し、新冠中学校の改築計画を進めるとともに、後年次の小学校改築計画を具体化する。

4 小中学校適正規模・適正配置計画の進め方

(1) 関係者・関係機関への説明

認定こども園を含む、保護者、地域住民、議会を含めた関係機関に対し丁寧な説明 を行い、理解と協力を得る。

①保護者への説明

保護者に対し、適正規模・適正配置の必要性、課題への対応を十分に説明する。

②地域への説明

学校は地域の中心であることから、地域住民に対して丁寧な説明を行う。

③関係機関への説明

町部局と連携を図るとともに、町議会を含む関係機関に十分な説明をしたうえで取り進める。

(2) 統合計画の策定

基本計画に基づき、別途統合計画を策定するとともに、改築の具体化に向けた取組を進める。

5 資料編

資 料 編

・新冠町の人口の推移と将来推計

「新冠町人口推計資料(社人研準拠推計)」

・小中一貫教育制度について

「平成28年12月26日 文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施 に関する手引」

新冠町の人口の推移と将来推計

新冠町の人口は、1980(〒55)年の7,634人から減少が続き、2015(〒27)年には5,592人となっている。

新冠町人口推計資料によると、下表のとおり今後も人口の減少傾向は続き、2025(納7)年には5,000人を割ると推計されている。

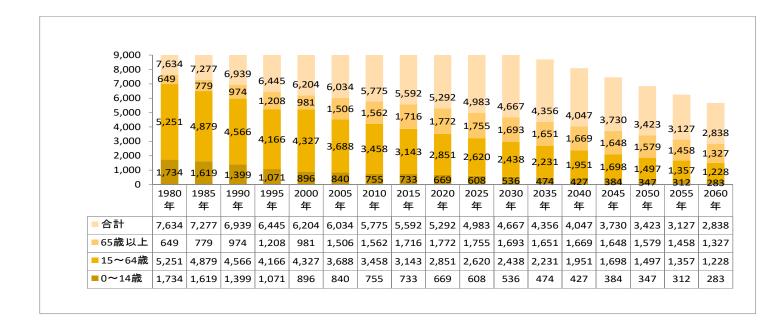
また、15歳未満の年少人口については、2030(納12)年には536人、2035(納17)年には474人と推計され、減少傾向が続いている。

一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向が見られ、新冠町においても少子高齢化、人口減少は避けられない状況となっている。

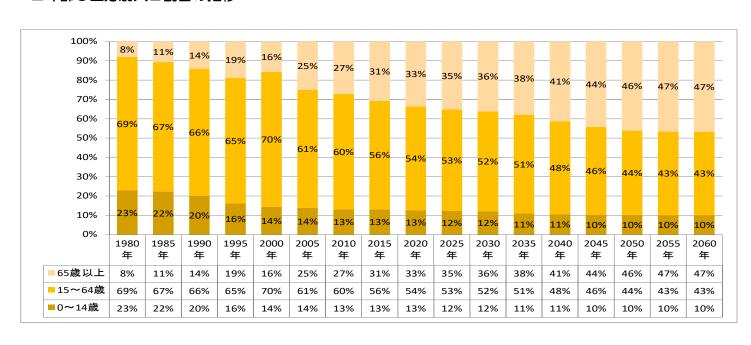
このように児童・生徒数の減少が進むことから、学校の小規模化も予想され、将来を見据えた新冠町の望ま しい教育環境のあり方について検討が必要となっている。

※新冠町人口推計資料(社人研準拠推計)

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移

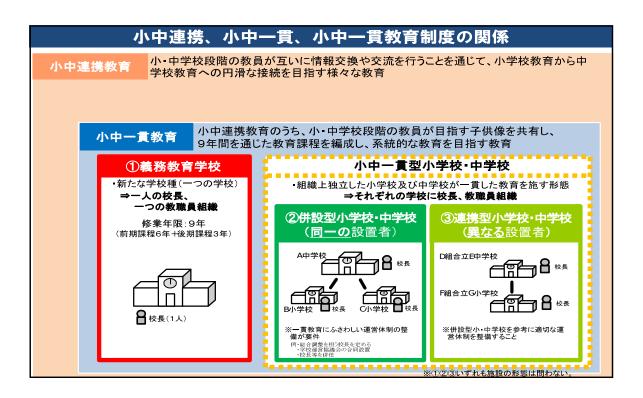


第2章 小中一貫教育制度について

● 自治体や学校現場での取組が10数年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が報告されている中にあって、正式に小中一貫教育が学校制度として位置付けられたわけですが、これまでと何が変わるのか必ずしも十分に理解されていない状況があります。制度の詳細については施行通知や法令を参照する必要がありますが、ここでは、改めて今回の制度の類型と、新たな制度の下で小中一貫教育に取り組むメリットについて解説します。

(1)制度の3類型

• 小中一貫教育の制度化においては、従来の制度下での小中一貫教育の取組では、教育課程の在り方、学年段階間の区切りの設け方、マネジメント体制の在り方、施設の形態などが様々であり、地域の実情に即した多様な取組が行われてきた状況を踏まえ、大きく2つの形態を制度化することとなりました。



- 具体的には、小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態(義務教育学校)と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態(小中一貫型小・中学校)の2つです。
- このうち小中一貫型小・中学校については、更に設置者に着目し、同一設置者による

ものは、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校(以下「併設型小・中学校」という。)として制度化し、一部事務組合を設立して小・中学校を設置している場合など、小学校と中学校で設置者が異なるものは中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校(以下「連携型小・中学校」という。)として制度化しました*1。

なお、義務教育学校、小中一貫型小・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設 隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置を可能としています。以下、 3つの類型について簡単に解説していきます。

(義務教育学校)

- 「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
- 修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の 課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されま す。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での 指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実 施することが認められています。
- 義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります(第5章参照)。
- 義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能ですが、公立については、 既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区 町村教育委員会による就学指定の対象校となります。また、施設の形態についても、 いわゆる施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切り(第5章参 照)に応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置する ことも可能です。
- 教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを 原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持ってい

^{*1} 公立の小・中学校については、通常は、小・中学校の設置者は同一市町村であるため、小中一貫型の小・中学校の制度を活用する場合には、ほとんどの学校が「併設型小・中学校」に分類されるものと考えられます。

れば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができることとされています*1。ただし、免許制度自体が柔軟なものに改善されているので、どちらかの免許状しか持っていない場合でも様々な取組に参画することは可能です(所持する免許状による制約に関する考え方については、第6章で詳述します)。

(併設型小・中学校)

- 併設型小・中学校は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。
- これらの学校においては、
 - ① 小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること
 - ② 3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること
 - ③ 一般的な小中連携と明確に区別する必要があること

等を踏まえ,小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から,小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件とされています。

- 具体的には、例えば、
 - ① 関係校を一体的にマネジメントする組織(例:△△学園等)を設け、学校間の総合調整を担う校長(例:学園長、統括校長等)を定め、必要な権限を教育委員会から委任すること
 - ② 学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続を明確にすること
 - ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め 全教職員を併任させること*2

などが考えられます。

- 併設型小・中学校には、義務教育学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、 学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施 が設置者の判断によって認められます。
- また、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みが整えられていることか

^{*1} この経過措置は、全国平均で、小学校教員に占める中学校教諭免許状保有者が約6割、中学校教員に占める小学校教諭免許状保有者が約3割という免許状の併有率の現状に鑑み置かれているものです。今後、 併有の一層の進展などを通じて、義務教育9年間の教育を担える教員の育成が進むことが期待されます。

^{*2} 小学校と中学校の免許状を併有していなくとも、小学校と中学校に併任することは可能です。

ら,通常の小・中学校と比較して,9年間一貫した指導を実施したり,「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定(第5章参照)したりして,取組を行うことが容易であると言えます。

(連携型小・中学校)

• ほとんどの場合,一貫して教育を行おうとする小学校と中学校の設置者は同一であると考えられますが、設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合も少数ながら想定されます。

例:市町村の境界をまたぐ形で集落があり、子供の通う小学校と中学校がそれぞれ 異なる事務組合立で設置されているケース など

そのような場合に適用される仕組みとして,連携型小・中学校の制度が設けられました。

- 連携型小・中学校においては、学校同士の関係性や学校間の距離等について多様な組合せが考えられることから、省令上、一律に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることとする旨の規定は設けられていませんが、併設型小・中学校におけるふさわしい運営の仕組みも参考に、小中一貫教育の実質が担保されるよう適切な運営体制を整備することが求められます。
- なお、教育課程特例については、中高一貫教育における連携型中学校・高等学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設は設置者の判断で実施可能ですが、学年段階や学校段階を超えた指導内容の入替え等を行いたい場合には、教育課程特例に関する文部科学省への申請が別途必要となります(教育課程特例校)。

			小中一貫型小学校·中学校	
		義務教育学校	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		_	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年十後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
組織・運営			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジルトする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校連済協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学 校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の	一貫教育に 必要な独自 教科の設定	0	o	0
	指導内容の 入替え 移行	0	0	×
施設形態		施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

(2)制度を活用するメリット

(これまでの取組の制度上の課題とその解消)

- 小中一貫教育の制度化のメリットは、逆説的ですが、これまでの小中一貫教育の取組に付随していた限界との比較によって浮き彫りになる面があります。
- 制度化前から小中一貫教育に取り組んできた学校や教育委員会では、関係者の努力によって様々な成果を上げてきた一方、小学校と中学校が別々の組織として設置されていることに起因する、様々な制約に直面していました。
- 例えば、教育課程の編成、各種の計画や方針の策定、学校評価の実施などを始め、基本的に小・中学校それぞれにおいて取り組むことが想定されている事務は多数存在します。

【小・中学校それぞれで取り組むことが想定される事務の例】

- ・教育課程の編成・実施(学習指導要領総則)
- ・年間指導計画等の作成(学習指導要領総則)
- ・指導要録の作成(学教法施行規則第24条)
- ・教科書以外の教材の届出(地教行法第33条)
- ・学校評価の実施(学教法施行規則第66条等)
- ・学校運営協議会の設置(地教行法第47条の5)
- ・学校評議員の各校長からの推薦,教育委員会からの委嘱(学教法施行規則第49条)
- ・学校保健計画の策定・実施(学校保健安全法第5条)
- ・学校安全計画の策定・実施(学校保健安全法第27条)
- ・学校いじめ防止基本方針の策定(いじめ防止対策推進法第13条)
- 先行事例の中には、教育委員会や管理職の強力なリーダーシップの下で、これらを事実上一体的に実施しているところも見られますが、人事異動により取組の進捗が左右されるなど、取組が定着しにくいといった課題が指摘されていました。また、これらを一体的に実施しようとする過程で生じる様々な調整事務を小・中学校それぞれの固有の業務に加えて行うことは、教職員の多忙化を生む原因の一つともなってきました。小中一貫教育の制度を活用し、小・中学校段階が一体となってこれらの事務に取り組む体制を整えることにより、こうした課題の解消や緩和が期待できます。
- また、これまでの取組では、小学校と中学校それぞれに校長や管理職が配置され、意思決定や意思統一に時間がかかる場合があることが指摘されています。全国の優れた取組の中には、校長を暫定的に併任させている例や、学校間の連絡調整を行うために事実上の合同組織を設けている例もありますが、継続性や安定性に課題がありました。

義務教育学校はそもそも1つの学校ですので、こうした課題は解消されますし、小中一貫型小・中学校においても、校長を一人としたり、責任体制を明確化したりといった、小中一貫教育にふさわしい運営体制が整えられていることが制度的な前提となるため、意思決定・意思統一の円滑化や取組そのものの安定的な継続が期待できます。

• 義務教育学校や小中一貫型小・中学校は、言うまでもなく、小中一貫教育を行うための学校です。これまでの取組では、小中一貫教育を行おうとしても、まずはその意義について粘り強く教職員の理解を得るプロセスから始めなければならない場合が多かったところですが、本制度の下での小中一貫教育はいわば当該学校のミッションそのものであり、教職員も本務として取組に参画することになります。このため、導入時の様々なコストが軽減されるとともに、人事異動があった場合等にも継続的・安定的に取組を実施することが可能となります。

(教育課程特例の活用)

- これまでは、小学校と中学校において一貫した独自教科等の設置等を行うためには、特別の教育課程の編成に当たり、文部科学省への申請及び文部科学大臣指定による「教育課程特例校制度」が活用されてきました。これにより、全国各地において、様々な取組が行われ、多くの蓄積がされてきました。
- 義務教育学校又は小中一貫型小・中学校の制度を活用する学校においては、個別の大臣指定の手続を経ることなく教育課程特例の実施が可能となり、特別の教育課程を編成した取組が、設置者の判断によって行えることとなります。

(業務の効率化、専門スタッフの活用)

- 義務教育学校では、
 - ① これまで小学校と中学校で別々に行っていた事務を,一人の校長のマネジメントの下で教職員が一体的に行えること
 - ② 教職員定数上,総括担当の副校長又は教頭が配置される算定となっていること
 - ③ 教職員定数上、学校事務職員等が複数配置される算定となっていること等を通じ、校務の効率化が可能となります。また、小中一貫型小・中学校では小中一貫にふさわしい運営の仕組みの導入が要件となっているため、学校事務の共同実施が促進され、校務の効率化や質の向上につながることが期待されます。
- 特に、事務職員や養護教諭は、小・中学校を別々に設置する場合には1校に1人ずつ 配置される算定ですが、義務教育学校に移行した場合には、1校に2人配置される算 定となります。このことにより、小・中学校では別々に行っていた業務について、業 務分担や円滑な引継ぎ等が行えるようになり、一層効果的・効率的な業務の実施が期 待できます。小中一貫教育の課題として挙げられる教職員の負担感についても、こう した算定を基盤として教職員間の役割分担を見直すことにより、一定程度緩和するこ

とも考えられます。

- さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフについても一層有効な活用を図ることが可能だと考えられます。例えば、これらの専門スタッフは、中学校のみに配置されている例が見られますが、小中一貫教育の導入を通じて、小学校まで対象範囲を広げることが考えられます。小・中学校を一貫して受け持つことにより、子供への継続的な相談を行うことが期待できます。
- なお、義務教育学校等で校長を務めている者が小・中学校を通じて一人となっている場合には、当該校長の職務が過重にならないよう配慮する必要がある場合も考えられます。例えば、校長が小・中双方の校長会や研修会等に出席するというのではなく、校長と総括担当の副校長や教頭との間で役割分担するといったことも考えられるでしょう。

(政府による支援策等)

- 法制化によって小中一貫教育の制度的基盤が整備されたことにより、予算面・人事面を含め、政府等による支援を安定的・継続的に行うことが可能となりました。例えば、平成28年度においては、国の予算において、制度を活用した取組を総合的に支援するため、下記のような支援メニューが用意されています。
 - ・ 小中一貫教育の導入に伴い学校統合を行う場合の教員加配
 - ・ 小中一貫教育を実施する際の専科指導等のための教員加配
 - ・ 新増築(原則1/2負担)や改修時(原則1/3補助)の施設整備の支援
 - ・ 小・中学校への同じスクールカウンセラーの配置
 - ・ 小中一貫教育と組み合わせてコミュニティ・スクールを導入する取組への支援
 - 都道府県と市町村とが連携して小中一貫教育の導入を推進するモデル事業
- なお、本制度の下で小中一貫教育が安定的・継続的に実施されることにより、学校段階間の接続に関する望ましい取組が蓄積されれば、それらを効果的に普及させることによって、通常の小・中学校における小中連携の取組の高度化についても促進することができます。

(3) 小中一貫型小・中学校の設置に関する考え方

- 以上に述べたメリットは小中一貫型小・中学校や施設分離型の学校についても一定程度当てはまる部分が多いですが、義務教育学校や施設一体型の学校と比べればメリットが見えにくいという声も一部に存在します。
- 一方,既存の小中一貫教育の取組の大多数は,施設分離型の校舎の下で,それぞれの 学校段階に校長がおり,教職員集団も別々に組織されている中での実践であり,その

ような中でも,取り組み方次第で学習指導上・生徒指導上顕著な成果を出している事例も多数見られます。したがって,小中一貫教育に取り組む場合に,必ずしも義務教育学校や施設一体型の学校を目指そうとする必要はありません。

- また、各地域が抱える実情は様々であり、例えば、
 - ① 小学校と中学校の学校段階の差が持つ教育効果を重視する場合
 - ② 学校選択制と組み合わせて既存の小・中学校をベースとして特色ある取組を行う場合
 - ③ 近隣に中高一貫校が設置されている場合

等,引き続き小・中学校を基本として,その充実を図ることが適切な場合も想定されます。そのような状況において小中一貫教育を実施する場合には,義務教育学校制度よりも小中一貫型小・中学校制度の方が活用しやすいと考えられます。

- 施設を一体型とするか分離型とするかについても、小中一貫教育に取り組む小学校が 地域のコミュニティの核として欠かせない存在となっている場合など、慎重な判断が 求められる場合があることが想定されます。いずれにせよ、義務教育学校と小中一貫 型小・中学校、施設一体型と施設分離型、それぞれの特性を踏まえた上で、具体的に 実現したい小中一貫教育のイメージを持ちながら、どのような条件の下で小中一貫教 育に取り組むのか、丁寧に検討することが必要です。
- なお、小中一貫型小・中学校や施設分離型の学校で小中一貫教育の取組を行う際には、 以下のような小学校と中学校が別々に存在していることのメリットを生かすことが考えられるところです。
 - ① 学校のリーダーである最高学年を経験できるという特性を生かし、小学校6年 生の段階で大きな成長を促す指導を充実させること
 - ② 違う校地にある中学校校舎に入学すること、複数の小学校からの進学者とクラスメイトになること等により、気持ちを新たにして学校生活をスタートすること
 - ③ 中学校生活に日常的には触れていないことを踏まえ,あこがれの気持ちや期待 感を強く持たせること